

令和8年1月30日

しただの郷学園の小学校統合の基本的な事項に係る方針

三条市教育委員会

しただの郷学園の小学校統合に関するしただの郷未来の学校設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）からの意見を踏まえ、小学校統合における各般にわたる項目の検討において前提として決しておかなければならない基本的な事項である「統合の時期」「統合校として活用する校舎」及び「統合後の小中一貫教育の形態」について、次のとおり方針として定めることとし、関係条例等の改正を始めとする関係事務の調整について、今後これに即して進めることとする。

記

1 基本的な事項に係る方針について

(1) 統合の時期

令和10年4月とする。

(2) 統合校として活用する校舎

現三条市立飯田小学校校舎とする。

なお、下田中学校校舎への児童の受入れが可能となった段階において、中学校校舎への小学校の統合を行うこととするが、その時期の決定に当たっては、今回の小学校統合を経た児童が小学校在学中に再度学校統合に当たることがないように十分に配慮し見定めることとする。

(3) 統合後の小中一貫教育の形態

小中一貫教育校 施設分離型とする。

なお、将来中学校校舎に小学校を受け入れて一体となる場合に、改めて小中一貫教育の形態を検討することとする。

2 準備委員会からの意見に対する考え方等

(1) 準備委員会からの意見

別紙のとおり

(2) 準備委員会意見に対する三条市教育委員会の考え方

極めて妥当な意見である。

令和8年1月20日

しただの郷学園の小学校統合に関する意見

しただの郷未来の学校設置準備委員会

しただの郷学園の小学校統合の検討に当たって、あらかじめ定めるべき主要かつ基本的な事項について、次のとおり決定すべきと考えます。

記

1 統合の時期

方針 令和10年4月の開校とする。

理由 著しく少子化が進行している状況の中、児童の学習集団の規模について、可及的速やかに適切なものとしていく必要があるため。

2 統合校として活用する校舎

方針 現三条市立飯田小学校とする。

理由 教室の数や広さなど、児童が日常を過ごす校舎の仕様においては、長沢小学校又は飯田小学校を活用することが有効と判断されたが、両校とも甲乙付け難い状況であった。しかし他方、小学校統合によりスクールバスのより幅広な活用が想定される中、児童乗降時の安全確保のための校舎敷地や通路の配置等は重要かつ必須な条件となる。これらを総合的に検討し、より確実に児童の安全を担保するため、飯田小学校が妥当と判断したもの。

なお、下田中学校校舎への児童の受入れが可能となった段階において、中学校校舎への小学校の統合を行うこととするが、その時期の決定に当たっては、今回の小学校統合を経た児童が小学校在学中に再度学校統合に当たることがないように十分に配慮し見定めることとする。

(別紙参照 令和8年1月20日開催しただの郷未来の学校設置準備委員会会議資料「下田地域小学校の統合で活用する校舎について」)

3 統合後の小中一貫教育の形態

方針 小中一貫教育校 施設分離型とする。

理由 小学校統合当初は小学校と中学校の校舎が離れていることを踏まえ、まずは小中学校各1校の小中一貫教育校施設分離型で統合すべきと判断したもの。

なお、中学校校舎に小学校を受け入れて一体となる場合に、改めて小中一貫教育の形態を検討することとする。